

65歳以上のみなさんへ

平成29年度介護保険料の決定通知書を送付します

介護保険料は、年齢によつて納付の方法が異なります。40歳から64歳までの人は加入している医療保険と合わせて納め、65歳以上の人は特別徴収（年金天引き）または普通徴収（納付

書・口座振替）で佐賀中部広域連合へ納付していただいています。

況等に基づき、平成29年度の介護保険料を決定します。

65歳以上の人の平成29年度の介護保険料は、すでに仮徴収していますが、6月に確定した住民税の課税状況

決定した保険料の通知書は7月下旬頃に送付します。

納め方は特別徴収と普通徴収の2通りに分かります

特別徴収（年金天引き）

老齢・退職・障害・遺族年金を年額18万円以上受給されている人は、原則年金より天引きされます。

既に、4月、6月、8月（※）については、仮徴収していますので、今回決定した金額から仮徴収額を差し引いた残りの金額を、10月、12月、2月の3回に分けて年金より天引きさせていただきます。

なお、年度途中で65歳になった人、佐賀中部広域外から転入した人などは、おおむね6か月後から年金天引き開始になります。

※8月の保険料額が変わる場合もあります。

普通徴収（納付書・口座振替）

老齢・退職・障害・遺族年金が年額18万円未満の人、年金を受給していない人、老齢福祉年金などを受給している人などは、納付書または口座振替で納付してください。

すでに、4月から7月（仮徴収額）は仮算定していますので、今回決定した金額から仮徴収額を差し引いた残りの金額を、8月から3月の8回に分けて納付してください。納付には納付書のほか便利な口座振替もありますので、ぜひご利用ください。すでに口座振替ご利用の人は引き続き、口座からの引き落としになります。

7月下旬から介護保険料の
減免申請の受付を始めます

7月下旬に送付する平成29年度保険料の納入通知書にリーフレットを同封しますので、減免要件を確認してください。

◆対象者

次のすべてに該当する人

◆申請に必要な書類

◎7月下旬頃に送付した通知書

◎平成29年度の介護保険料段階が第2段階または第3段階の人

◎平成28年中の収入がわかる書類（年金・給与の源泉徴収票等）

◎平成28年中のすべての収入が88万円以下の人（世帯員がひとり増えることに41万円加算）

◎健康保険証
◎預金通帳、生命保険証書、国債証書等
◎印鑑

◎住民税課税者と生計をともにしておらず、住民税課税者に扶養されていない人（健康保険の扶養も含む）

◆減免額

審査を行い、結果については決定後、通知します。

◎世帯全員の預貯金の合計が180万円以下の人

減免が承認された場合は、申請月以降の保険料を第1段階と同額の保険料に減額します。ただし8月末までに申請された場合に限り4月にさかのぼって保険料を減額します。

◎居住用以外の活用できる不動産がない人

（預貯金には、国債・生命保険の返戻金等も含む）

